

読谷村保育所入所調査表

受付番号	保育時間	点数	父	母	調整点
	標・短				

		日数	父	母	時間（1日あたり）	父	母
		月20日以上 / 週5日以上	5	5	8時間以上	5	5
月16日～19日 / 週4日	4	4	7時間以上8時間未満	4	4		
月12日～15日 / 週3日	3	3	6時間以上7時間未満	3	3		
月10日～11日 / 週2日	2	2	4時間以上6時間未満	2	2		
月10日未満	1	1	4時間未満	1	1		
就労・就学	勤務・自営業・学生等	<注釈> 就労時間は、労働契約上の正規の時間（休憩時間を含む。）とし、残業時間は含まない。					
	求職	求職活動中				3	3
出産	産休	産前2ヶ月、産後2ヶ月 分娩予定日 年 月 日 多胎児（多胎児童数に応じて一人あたり+1 例：双子+1、三つ子+2）					9
	育休	下の子の育児休業中 勤務復帰予定日 年 月 日				8	8
疾病・障がい	入院等	入院（1ヶ月以上）又は常時臨床				10	10
	通院	育児不可能				10	10
		育児困難				6	6
	障がい者	身体障害者手帳1・2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳A1・A2				10	10
身体障害者手帳3級、精神保健福祉手帳2・3級、療育手帳B1・B2					8	8	
身体障害者手帳4級以下					6	6	
介護・看護	介護・看護	重度心身障がい者、寝たきり疾病者等の全介護 常時観察と介護（食事・入浴・排泄）を要する場合（全介護を除く）				10	10
	通院（学）付き添い	週5日以上				6	6
		週3～4日				5	5
災害	家庭の災害	火災・天災による居宅喪失等の場合その復旧までの間				10	10
その他	不在	死亡、離別				10	10

調整点	優先利用事由	調整点
	生活保護世帯	4
	ひとり親世帯	8
	生計中心者の失業	1
	虐待・DV等	10
	障がい児	1
	育児休業明け	1
	兄弟同時利用（同一の保育所希望）	1
	小規模保育等在園児	1
	申込児童が多胎児の場合（多胎児童数に応じて一人あたり+1 例：双子+1、三つ子+2）	
	その他（ ）	

同点の場合の優先順位

優先順位	項目
1	虐待やDVの恐れがある場合
2	ひとり親世帯
3	保育の必要性の事由の点数が高い世帯
4	保護者が本島外へ単身赴任している世帯
5	未就学児童が多い世帯
6	保育料の算定に使用する当該年度分（当該年度の4月から8月までの保育の利用の調整において前年度分）の住民税額が低い世帯